

## 育成者権の独占的通常利用権者による不当利得返還請求 が認められた事例とその前訴である育成者権侵害訴訟 — トットリフジタ1号事件 —

前訴事件：大阪地判平成30年6月21日（平成26年（ワ）第12573号）

後訴事件：大阪地判令和5年7月10日（令和3年（ワ）第4658号）

知的財産権法研究会  
小松法律特許事務所  
弁護士 川端 さとみ

### 第1 はじめに

本稿では、大阪地判令和5年7月10日（令和3年（ワ）第4658号）とその前訴である大阪地判平成30年6月21日（平成26年（ワ）第12573号）を取り上げる。

大阪地判令和5年7月10日（以下「後訴判決」という。）は、育成者権に基づく損害賠償等請求事件であり、その前訴である大阪地判平成30年6月21日（以下「前訴判決」という。）は、育成者権に基づく差止請求権不存確認請求事件であり、数少ない育成者権侵害訴訟に係るものである（合わせて「本判決」という。）。

本稿では本件被疑種苗が本件登録品種又はそれと特性により明確に区別されない品種かどうかという争点の検討の中で、令和2年の種苗法改正後の侵害訴訟の主張・立証のあり方等についても検討する。<sup>1</sup>

### 第2 事案の概要（前訴）

#### 1 当事者等

原告は、緑化事業の設計、施工、維持管理及びコンサルタント等を目的とする株式会社であり、被告は品種登録第15866号及び同第15867号の育成者権者である。

#### 2 概要

本件は、原告が、登録品種の名称を「トットリフジタ1号」とする登録種苗（以下「本件登録

---

1 後訴の争点等に関しては、本誌Vol.21 No.252（2023年9月号）で、辻村和彦弁護士が緻密な検討・分析をなされているので、そちらを参照されたい。

品種」という。)について育成者権を有する被告に対し、原告各種苗（以下「本件被疑種苗」）を生産等する行為、並びに上記原告各種苗を使用した屋上緑化製品を販売する行為について、被告の育成者権に基づく差止請求権が存在しないことの確認を求めるとともに、被告のトットリフジタ1号に係る育成者権を侵害した不法行為に基づく損害賠償請求権が存在しないことの確認を求めた事案である。

### 3 争点

- (1) 確認の利益の有無（争点1）
- (2) 本件被疑種苗が本件登録品種（トットリフジタ1号）又はそれと本件登録品種特性により明確に区別されない品種か（争点2）
- (3) 被告の本件育成者権に基づく請求は、本件育成者権に係る品種登録に次の無効・取消事由があることにより、権利濫用として許されないか。
  - (ア) 原始的瑕疵1・育成者性の欠如（争点3-1）
  - (イ) 原始的瑕疵2・区別性の欠如（争点3-2）
  - (ウ) 原始的瑕疵3・未譲渡性（新規性）の欠如（争点3-3）
  - (エ) 原始的瑕疵4・品種登録における特性審査の瑕疵（争点3-6）（控訴審において追加主張されたもの）
  - (オ) 後発的瑕疵1・均一性、安定性の喪失（争点3-4）
  - (カ) 後発的瑕疵2・均一性の喪失（争点3-5）
- (4) 消尽の成否（争点4）

## 第3 前訴判決の要旨（争点2、3について）

### 1 争点2（本件被疑種苗が本件登録品種（トットリフジタ1号）又はそれと本件登録品種特性により明確に区別されない品種か）について

本判決は、①本件被疑種苗の株分けの経緯、②DNA鑑定、③比較栽培試験について、本判決は詳細に検討を行った上で、本件被疑種苗は本件登録品種であると認定した。

#### (1) 本件被疑種苗の株分けの経緯について

##### ア 裁判所が認定した前提事実

本判決において、裁判所は、原告から委託を受け植物の栽培等を行っていたP2は、原告代表者の指示を受け、平成24年2月頃からタケシマキリンソウの増殖を開始したこと、他方で平成24年2月以降も、それ以前に正規に購入したトットリフジタ1号を栽培した残りの532トレイ（これはP2の農園にあり、製品としては売れ残り、カット苗を作るための元苗として使用していた。）や、違法に増殖したトットリフジタ1号があったこと、P2は、原告代表者から、「みずいらず」を5000トレイ準備するように指示を受け、平成24年8月28日、自らの農場にあった苗からカット苗2万株を採り（以下「本件株分け」という。）、下請農家のP3に対してはそのうち2000トレイ分（8000株）の苗及びトレイを交付したことを前提事実として認定した。

#### イ 原告製品3に使用された本件被疑種苗が本件登録品種であるトットリフジタ1号であると認められるか否かの検討

本判決は、「原告製品3に使用されたカット苗が株分けされた平成24年8月28日の本件株分けの時点において、P2の農場には、トットリフジタ1号とタケシマキリンソウ（グリーンマーケット又はやまくさから原告代表者が購入したもの）の双方が栽培されており、これ以外に